

令和4年第4回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和4年12月14日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	5番	川 島 功 士
副 議 長	8番	岡 田 文 雄
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	4番	尾 関 俊 治
〃	6番	田 島 清 美
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康
教育文化部長	足 立 篤 隆

会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 幸 治
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
税 務 課 長	森 泰 人
企 画 課 長	山 内 明
建 設 課 長	後 藤 英 司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第3号）

令和4年12月14日（水曜日） 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 第63号議案 | 笠松町個人情報保護法施行条例について |
| 日程第2 | 第64号議案 | 笠松町個人情報保護審査会条例について |
| 日程第3 | 第65号議案 | 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第4 | 第66号議案 | 笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 第67号議案 | 笠松町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 第68号議案 | 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 第69号議案 | 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 第70号議案 | 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 第71号議案 | 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 第72号議案 | 令和4年度笠松町一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第11 | 第73号議案 | 令和4年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第12 | 第74号議案 | 令和4年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第13 | 第75号議案 | 令和4年度笠松町下水道事業会計補正予算（第3号）について |

○議長（川島功士君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第63号議案から日程第13 第75号議案までについて

○議長（川島功士君） 日程第1、第63号議案から日程第13、第75号議案までの13議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごと質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第63号議案 笠松町個人情報保護法施行条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

第64号議案 笠松町個人情報保護審査会条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

第65号議案 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 長野恒美議員。

○10番(長野恒美君) 今回、延滞金という言葉で督促手数料というのを省かれるようなことですが、これは何か国からの指示とかがあってこのようになったのか、その関係を教えてください。

○議長(川島功士君) 森税務課長。

○税務課長(森 泰人君) 長野議員の答弁をさせていただきます。

今回の督促状の督促料金を廃止するに当たりましては、国からの要請ではなく、来年度から変更される納付書の変更や、あと金融機関の来年からの取扱いによりまして督促手数料が不平等になるような事象が起きてくる可能性がありますので、来年度から廃止をさせていただきたいというものでございます。

○議長(川島功士君) ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

よろしいですか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

第66号議案 笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 昨日一般質問の中で町長がお話をされたと思いますが、もう一度改めてこのような、いいことだと思っておるんですけど、ここに至ったそのことについて説明をお願いいたします。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、この条例改正に至った経緯ということでお答えをさせていただきます。

やはりこの巡回町民バスにつきましては、新規利用者の獲得であるとか、あと利用者の利便性の向上というようなこともございます。また、昨日長野議員さんからの一般質問でありましたように、平成30年のアンケート、また令和元年度のタウンミーティング等々で定期券等の購入の御要望もございました。というようなことで、今回、条例でその定期券の導入するという改正をさせていただいております。

また、そのほかに障がいをお持ちの方の拡大ということで、現在重度の障がい程度というようなことで減免のほうをしておりましたが、そこを中度まで拡大をさせていただいたということもございます。

あともう一つ、最近コロナ禍で外出がなかなかできないということで、高齢者の方に対しまして、こちらは条例の規定ではございません、規則での規定となりますが、外出の機会を与えたいと、またバスを利用今後していただきたいという要望もございまして、令和5年の1月4日から3月31日までの期間限定ではありますが、75歳以上の方は無料で乗車をしていただけるというようなことで、このような経緯で今回条例改正、併せて規則改正をさせていただくという予定でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） そこで、この定期券にするような形なのは、今までどおり、ふらっと笠松と役場とか両サイドの公民館などで行われることになるのでしょうか、そこをお尋ねします。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 定期券の販売というか場所でございますが、現在回数券を販売しております公共施設、役場、中央公民館、松枝公民館、総合会館、健康センター、福祉会館、またふらっと笠松などでも同様に定期券も販売をしていきたいというふうに考えております。

○議長（川島功士君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） ちょっと確認なんですけれども、これを導入することは差し支えないのでいいと思いますけれども、これは中部運輸局の許可が必要ではないかと思うんですけれども、許可は取らなくていいんですかね。笠松町独自でこういうことを決めるということはできるんですか。それをちょっと確認だけ。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

この定期券導入に関しましては、運輸局の許可等は要りません。ただ、笠松町の地域公共交通会議、もちろん運輸局の方もメンバーに入っておりますが、その関係者でこの定期券については了承をいただいております。

○議長（川島功士君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） これはもう前々からこういうふうのシステムは大歓迎ということで思っておったんですが、これは普通のような大体値段の決め方というふうに思っておりますが、例えば、笠松じゃないですが、よそで地元の人、例えば温泉に入るときに、よそから来た人は500円、地元の方は200円とか300円とかいうような方法で、いろんなことでサービスしておるわけですが、これを見ますと通学と高齢者にはそういうような利便がありますが、笠松町の住民に対してもう少し何か配慮するような方法はないかなというふうに思ったんですが、その辺のところを考えられたことはあるんですか。そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

我々もそういうものは検討をさせていただいておりますが、やはり巡回町民バス、公共交通ということになりますので、住民の方はもちろん、また町外からも来られる方、全ての方に御利用していただきたい、それが観光促進にもなりますし、笠松に来ていただくきっかけにもなりますので、こういうものを利用していただきたいということで、いろいろサービスをしておりますが、この定期券とか75歳以上の方の無料に関しても、やはりこれは特に町内の方に利用していただきたいということを考えて、このサービスを検討はさせていただいたというようなところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（川島功士君） 8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） ありがとうございます。

大体分かったんですが、75歳以上、それから通学、障がい者とか、いろいろサービスしてい

ただいております、本当に住民の一般の方も本当に利用するというので、こういうサービスをしていただくということで、それは感謝しております。

これは前々からこういうのを導入したらどうやということを検討しておったんですが、ここに出てきて、ぜひこれを実現して長いこと続けていただければありがたいと思います。分かりました。よろしくお願いします。

○議長（川島功士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件は討論を省き、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

第67号議案 笠松町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

よろしいですか。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 定年に関するで、読んではいかれますけど、具体的にこれから何年後とかでどうも変わっていくようなんですが、もう一度説明をしていただけませんかでしょうか、お願いいたします。

○議長（川島功士君） 伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤博臣君） まず改正の趣旨なんですが、地方公務員法のほうで、少子高齢化とかの生産年齢人口が減少する中、行政課題への的確な対応の観点から、あと能力と意欲のある高齢期の職員の活用ということで、地方公務員法が改正のほうはされました。

それに応じまして、議案資料の12ページを見ていただくと、表のほうがつけてございます。資料の12ページです。

そちらに、ここの横に令和5年から令和14年というところで切ってございます。2年に1歳ずつ定年の年齢を1歳ずつ引き上げていくということで、来年度と令和6年度につきましては61歳到達の最終年度で定年ということになります。以降、2年度ごとに1歳ずつ引き上げて、令和14年度に完成ということになります。以上です。

○議長（川島功士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

第68号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） この条例の改正については別に反対するものじゃなく、このとおりでやっていただきたいというふうに思いますが、説明資料の41ページ及び、次の第69号議案も関連するんですが、43ページを御覧いただきたいと思えますけれども、今回0.1か月、人事院の勧告によって国のほうでこれを押し上げるということでの改正なんです、そのことについては何も問題ないと思えますけれども、41ページの真ん中辺りに月額報酬に対しての加算率が書いてあるんですね、100分の15。それで、69号議案でいくと、特別職の職員は100分の20なんです。

私が当初議員になった平成8年頃は、議員も100分の20だったんですね。いつの時点だったのか定かな記憶はないんですけども100分の15になったという、これも議決したということをお記憶しておるんですけども、議員と特別職職員というのは同じ扱いだったというふうに私記憶しておるんですが、議員のほうは100分の15になって、特別職職員も100分の15になったんじゃないかなという、これはうろ覚えなんですけれども。

それで、今回見て100分の15と100分の20の5の違が出てきておるんですけども、これは法律で決められておるものなのか笠松町独自で決めているものなのか、その辺のことが私もよく分からないんですけども、何でこれ違うのかというところを説明をお願いしたいと思いま

すけれども。

○議長（川島功士君） 伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤博臣君） お答えいたします。

従前は、伏屋議員言われるような同様の加算率でいっておりました。

それで、経緯を申しますと、平成16年、住民投票が終わった際に行財政改革の一環で、議員報酬につきましては報酬の2万円減額及び加算を20%から15%加算ということで、特例の条例でそのような措置はされています。そのときの特別職は給料の月額10%減額ということで、その平成16年度中はいきました。その間に報酬審議会を経まして、そのような平成17年4月からこちらが原則論といいますか、特例ではなく条例のほうで、議員報酬が2万円の減額、それで役職加算が議員は15%で、特別職につきましては給料の10%減額ということで現在まで来ているところでございます。

町の独自の判断によりますので、特に法律で定めとか、そういうものはございません。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） そうすると、100分の20から100分の15になるときに、報酬審議会では決める、報酬審議会では決めないという変更はできないということなんですね。

ということになれば、町長にお尋ねしますけれども、議員と特別職がそういうことで、今の説明でいうと、特別職職員は10%減額をしたと、議員のほうは2万円の減額と100分の5の減をしたわけですね。特別職のほうは10%だけで加算率は変えていないということなんですけれども、平成16年に報酬審議会ですそれを決めたということなんですけれども、前私が議長をやったときに報酬審議会を開いていただいて、町長がなってすぐなんですけれども、議員の報酬を上げていただくようお願いをしたんですが、それは無理だったんですけれども、先ほど申しましたように、議員と特別職職員というのは同じ立場じゃないかなということの思うんですけれども、そういう観点からいうと、これをまた元に戻すとか、それと平成16年に私ども2万円減額をされている、町長のほうも10%減額されているんですけれども、これをもうそろそろ元に戻していただくこともできるのかなと思うんですけれども、町長の考えはどうですか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほど課長のほうから答弁させていただきましたように、これは合併のときの結局住民投票で単独を選んで行財政改革を推し進めなきゃいけないということで、この中、私も含めて、そのときの経緯を知っている、体験された方、やっぱり数少なくなってしまう、私自身も議員になったときはもう既にこういうような状況で、何も不思議には思っていなかったんですが、今伏屋議員さんが言われたとおり、そろそろやっぱりそういったものもや

っぱりどうなのかという意見はもちろん承知していますが、ただ今この場で私自身がちょっと決めたり考えを述べるような案件ではないと思います。これは報酬審議会でやっぱり客観的にいろんな財政状況とか、あるいは世論の皆さんの意見を踏まえて審議されるということで、もしまた報酬審議会どうだということでしたら、また後日改めてそういうのは皆さんと協議して考えていきたいと思います。今この場で即答するのはちょっと控えたいなと思っています。

○議長（川島功士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件は討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

第69号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

第70号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

第71号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

第72号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

よろしいですか。いいですか。

〔「はい」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することといたしました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午前10時30分